

ISSBが 「生物多様性」と「人的資本」 をアジェンダに追加

重要ポイント

- 2024年4月23日、ISSBは以下の2つのリサーチ・プロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。
 - a) 生物多様性、生態系及び生態系サービス
 - b) 人的資本
- リサーチ・プロジェクトは、必ずしも基準設定作業に着手することを意味するものではない。ISSBが基準設定作業を開始することの実現可能性と必要性を探るためには、リサーチが必要とされる。
- アジェンダ協議の最終結果は2024年半ばに公表される見込みであり、ISSBの2年間の作業計画が含まれる。

はじめに

2024年4月23日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、a) 生物多様性、生態系及び生態系サービス、及び b) 人的資本に関する2つのサステナビリティ関連リサーチ・プロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。さらに、ISSBは、人権、報告(レポートинг)における統合、そして情報要請の回答者から提起された追加トピックのいずれもアジェンダに追加しないことを決定した。

アジェンダ協議の最終結果は、ISSBの2年間の作業計画となる。当作業計画は、2024年半ばに公表される見込みのISSBのアジェンダ協議フィードバックステートメントに含まれる。

背景

2023年4月、ISSBはアジェンダの優先事項に関する最初の「情報要請」を公表した。アジェンダ協議におけるISSBの目的は、次の項目について一般から正式に意見を求めることがあった: すなわち、ISSBの活動の戦略的方向性とバランス、作業計画に含まれる可能性のあるリサーチ及び基準設定プロジェクトを評価するために適用される規準、サステナビリティ報告事項のうち、どの事項を優先すべきか、である。ISSBは、当情報要請において、優先すべき4つの潜在的なプロジェクトの候補リストを特定した: すなわち、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」、「人的資本」、「人権」、「報告(レポートинг)における統合」、である。

サステナビリティ関連のリスク及び機会の新たな進化に鑑み、ISSBは、会計基準設定で通常考慮される期間(例えば、国際会計基準審議会(IASB)が策定する5カ年作業計画)よりも短い2年間の期間で焦点を当てるることを決定した。

ISSBは、アジェンダに以下の2つのリサーチ・プロジェクトを含めることを決定した。「生物多様性、生態系、及び生態系サービス」、そして「人的資本」である。

ISSBが将来の作業計画について行った決定

ISSBは2024年3月に会議を開き、アジェンダ協議で受け取ったフィードバックに基づいて、今後2年間の作業計画の戦略的方向性と活動バランスを決定した。ISSBは、主要な初期の優先事項として、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」の適用の支援、新たなリサーチと基準設定プロジェクトの開始、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)基準の強化、を決定した。

新たなリサーチと基準設定プロジェクトについて、ISSBは、情報要請において、優先すべき4つのプロジェクトを識別した。ISSBは、2024年2月の会議で、これらのプロジェクトを作業計画に追加する目的で優先順位付けをする際に使用する規準を決定した。そして、4つのプロジェクトが規準に照らして評価され、規準は各プロジェクトの相対的な重要性に応じて、互いに組み合わせて適用された。このプロセスの結果、ISSBは、最初に識別されたプロジェクトのうち、「生物多様性、生態系、及び生態系サービス」そして「人的資本」の2つのプロジェクトのみを作業計画に含めることを決定した。

基準設定を探索する準備段階としてのリサーチ

ISSBの作業計画にリサーチ・プロジェクトが加わったことをもって、必ずしも基準設定作業が行われることを意味するわけではない。将来の基準設定作業を開始することの実現可能性と必要性を探索するための準備段階として、ISSBのリサーチが必要とされる。

このようなリサーチには、主要な利用者の情報ニーズに、他の基準やフレームワークを活用して対処できるかどうか、また、どのように対処できるかを調査することが含まれる。このような他の基準やフレームワークの例としては、SASB基準、気候開示基準委員会(CDSB)フレームワーク、生物多様性、生態系及び生態系サービスプロジェクトに関する自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)の提言、人的資本プロジェクトに関する国際労働機関(ILO)がある。

リサーチでは、作成者の効率性を高めるために、ISSBのサステナビリティ関連財務開示のグローバルベースラインと、より幅広いステークホルダーに焦点を当てた基準(グローバル・レポート・インシアティブ(GRI)や欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)など)との相互運用性をどのように高めることができるかを調査することも含まれる予定である。

ISSBのアジェンダに追加されていないプロジェクト

ISSBの情報要請で当初識別されていた「人権」と「報告(レポート・イング)における統合」に関するプロジェクトは、アジェンダに追加されなかった。これは、ISSBとその利害関係者の両方のキャパシティを考慮して、プロジェクトの優先順位付けが必要だったためである。しかし、どちらの議題も依然として重要な課題であり、ISSBは、将来のアジェンダ協議のために検討される予定である。

上記にかかわらず、ISSBは、「人的資本」に関するプロジェクト、及び、企業自身の労働力及びバリューチェーン上の労働者(関連する場合、「人権」のいくつかの側面を含む)に関するリスクと機会に関するプロジェクトが、将来の「人権」プロジェクトに向けた進展に貢献すると信じている。

また、ISSBは、サステナビリティ関連のトピックに関する作業を進めることと比較して、「報告(レポート・イング)における統合」に関するプロジェクトは短期的には優先事項ではないが、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表とのつながりのある情報を強化することは、ISSBの重点分野であることも強調している。

情報要請に関するフィードバック

次のステップとして、ISSBは、情報要請に対するフィードバックと、そのフィードバックに対するISSBの回答をまとめたフィードバックステートメントを公表する。フィードバックステートメントには、アジェンダの優先事項に関する協議の最終成果とISSBの最終作業計画も含まれる。フィードバックステートメントは、2024年半ばまでに公表される見込みである。

弊法人のコメント

ISSBが2つのプロジェクトをアジェンダに加えるという決定は、EYがISSBに提出した情報要請に対するフィードバックに沿ったものである。

1つではなく、2つのプロジェクトを優先することで、ISSBは、予期せぬ困難のために一方のプロジェクトの進捗が遅れた場合に、もう1つのプロジェクトを加速できるというメリットを得ることができる。また、キャパシティの制約を考慮すると、新たなリサーチ・プロジェクトを2つ以内としたことは、ISSBにIFRS S1号およびIFRS S2号の適用支援にも注力することができ、当該支援は今後の基準の円滑な実施への道を開くために不可欠なものである。しかしながら、今後2年以内に最終的な新しいISSBテーマ別基準が公表される可能性は低い。その間、企業は、SASB基準など、IFRS S1に示されている他のガイダンスの情報源を検討する必要がある。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーセス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

©2024 EYGM Limited.
All Right Reserved.

本書には、IFRS® Foundation の著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundation の許可を得て EY 社が複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されません。IFRS 基準への完全なアクセスおよび IFRS Foundation の活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

EYG No.003807-24Gbl

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan 株式会社および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp